



印西市と明治安田生命保険相互会社との

明治安田

包括連携に関する協定書

印西市と明治安田生命保険相互会社（以下「両者」という。）は、相互の連携を強化することについて、包括的な連携協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携の下、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や福祉の向上、教育・文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）健康増進、福祉の向上に関すること。
- （2）安全・安心なまちづくりに関すること。
- （3）教育・文化・スポーツ振興に関すること。
- （4）産業・観光振興及び地域経済に関すること。
- （5）農業の振興と地産地消の促進に関すること。
- （6）地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。
- （7）その他両者が必要と認める事項。

（協議）

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両者はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、適宜協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、両者のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 両者は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 両者は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月6日

千葉県印西市大森2364番2

印西市

印西市長

藤代 健吾

千葉県成田市花崎町 801 京阪成田ビル 3F

明治安田生命保険相互会社

成田支社長

片岡 健二